

船橋市高等学校定時制教育振興会事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、高等学校定時制教育の振興及び発展を図るため、船橋市高等学校定時制教育振興会（以下「振興会」という。）の運営に要する経費に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、振興会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 高等学校定時制教育を受ける生徒の福祉の向上を図るための事業
- (2) 千葉県高等学校定時制教育振興会の実施する事業へ協力するための事業
- (3) その他高等学校定時制教育の振興及び発展を図るための事業として市長が認める事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 前条に規定する補助対象事業における補助対象経費及び補助金の額は、予算の範囲内で別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の申請をしようとするときは、船橋市高等学校定時制教育振興会事業費補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により交付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) その他市長が必要と認める条件。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による申請者に対する通知は、船橋市高等学校定時制教育振興会事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 振興会は、補助事業等の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに船橋市高等学校定時制教育振興会補助事業等計画変更・中止・廃止申請書（第3号様式）により市長の承認

を受けるものとする。

(補助金の交付)

第8条 規則第15条第1項の規定による補助金の交付は、規則第6条の規定による交付決定の通知後に行うものとする。

(補助金の請求)

第9条 規則第15条第2項の規定による補助金の請求は、船橋市高等学校定時制教育振興会事業費補助金請求書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、船橋市高等学校定時制教育振興会補助事業等実績報告書(第5号様式)に収支決算書等、必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(額の確定の通知)

第11条 規則第13条の規定による補助金の額の確定の通知は、船橋市高等学校定時制教育振興会事業費補助金確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(補助金の精算)

第12条 振興会会長は、前条の確定の通知を受理した場合、速やかにその確定の額に基づき当該補助金の精算をしなければならない。

(収支関係書類の整備)

第13条 振興会は、補助金の収支についての証拠書類及び適正な帳簿を備え、補助事業が完了又は廃止した日の属する年度の翌年から5年間保存しておかななければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、振興会に対して、前項に規定する証拠書類及び帳簿について、報告又は閲覧を求めることができる。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、疑義が生じたときは、市長及び振興会で協議し解決するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に調整されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
第2条第1号 に掲げる事業	旅費交通費 消耗品費 光熱水費 助成金 負担金	10分の7
第2条第2号 に掲げる事業	負担金	
第2条第3号 に掲げる事業	通信運搬費 消耗品費 図書購入費	